

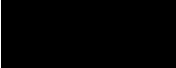
【公開版】

提出年月日	令和4年8月3日 R19
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第27条：通信連絡設備

については商業機密または核不拡散の観点から公開できません。

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

- 1. 1 要求事項の整理
- 1. 2 要求事項に対する適合性
- 1. 3 規則への適合性
- 1. 4 設備等
- 1. 5 気象等

2. 通信連絡設備

- 2. 1 通信連絡設備の概要
- 2. 2 警報装置及び所内通信連絡設備
- 2. 3 所外通信連絡設備
- 2. 4 所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備
- 2. 5 多様性を確保した通信回線
- 2. 6 通信連絡設備の電源設備

2 章 補足説明資料

1章 基準適合性

次頁以降の記載内容のうち、____の記載事項は、変更前（令和2年7月29日許可）からの変更箇所を示す。

また、の記載事項は、前回提出からの変更箇所を示す。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

通信連絡設備について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 27 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。(第 27. 1 表)

第27. 1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 3)

事業指定基準規則 第27条 (通信連絡設備)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、制御室等から事業所内の各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統（無停電電源を含む。）に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>(指針18)</p> <p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p> <p>(解説)</p> <p>1. 「制御室等」とは、平常運転時において、従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時においては、従事者が適切な事故対策を講ずる場所であり、1箇所である必要はない。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>変更無し</p> <p>追加要求事項</p>

第27.1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2 / 3)

事業指定基準規則 第27条 (通信連絡設備)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 2 第2項に規定する「通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、所外必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備及び事業所(制御室等)から事業所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できることをいう。</p>	<p>(指針18)</p> <p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p> <p>(解説)</p> <p>1. 「制御室等」とは、平常運転時において、従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時においては、従事者が適切な事故対策を講ずる場所であり、1箇所である必要はない。</p>	<p>追加要求事項</p>

第27.1表 事業指定基準規則第27条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3 / 3)

事業指定基準規則 第27条 (通信連絡設備)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>(解釈)</p> <p>3 第2項に規定する「多様性を確保した専用通信回線」とは、衛星専用IP電話等又は再処理事業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性(ケーブル及び無線等)を備えた構成の回線をいう。</p> <p>4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>(指針18)</p> <p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p> <p>(解説)</p> <p>1. 「制御室等」とは、平常運転時において、従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時においては、従事者が適切な事故対策を講ずる場所であり、1箇所である必要はない。</p>	<p>追加要求事項</p>

1.2 要求事項に対する適合性

1.2.1 通信連絡設備の設計に係る基本方針

通信連絡設備の設計に係る基本方針を以下のとおりとする。

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。

また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。

また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。

これらの通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

1.2.2 通信連絡設備の概要

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、制御室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置（警報装置を含む。）、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計とする。所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。

また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設ける設計とする。

警報装置、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所内通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から中央制御室、屋外及び屋内の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の運転員（統括当直長）から緊急時対策所の設計基準事故並びに重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。

また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所外通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。

所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、廃棄物管理施設及び M O X 燃料加工施設と共用する。

所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、M O X 燃料加工施設と共用する。

共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は，共用によって再
処理施設の安全性を損なわない設計とする。

1.3 規則への適合性

「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）第二十七条では、通信連絡設備について、以下の要求がされている。

（通信連絡設備）

第二十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

上記をうけ、日本原燃㈱ 再処理施設における通信連絡設備について、以下のとおり事業指定基準規則及びその解釈に適合させる設計とする。

<適合のための設計方針>

第1項について

再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。また、緊急時

対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。

警報装置，所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については，非常用所内電源系統，無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

第2項について

再処理事業所には，設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として，所外通信連絡設備を設ける設計とする。

また，再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる設備として，所外データ伝送設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は，非常用所内電源系統，無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

1.4 設備等

9. その他再処理設備の附属施設

9.17.1 通信連絡設備

9.17.1.1 概要

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるよう、警報装置及び通信方式の多様性を確保した通信連絡設備を設置する。

また、再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。

通信連絡設備の一部は、再処理施設とMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。

9.17.1.2 設計方針

- (1) 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。
- (2) 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。
- (3) 設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。
- (4) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室及び緊急時対策所から再処理事業所外の必要箇所に、事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。
- (5) 設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。
- (6) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けない設計とする。
- (7) 外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。
- (8) 通信連絡設備のうち廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、同一の端末を使用す

る設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって再
処理施設の安全性を損なわない設計とする。

9.17.1.3 主要設備の仕様

通信連絡設備の主要設備の仕様を第27. 2表に示す。

9.17.1.4 主要設備

(1) 警報装置及び所内通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを新たに設置する。

所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。

警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源系統、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

ページング装置及び所内携帯電話は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。

所内通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から中央制御室、屋外及び屋内の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の運転員（統括当直長）から緊急時対策所の設計基準事故並びに重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。

(2) 所内データ伝送設備

緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設置する。

また、所内データ伝送設備は、無停電交流電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

(3) 所外通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを新たに設置する。

所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

また、所外通信連絡設備は、無停電交流電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所外通信連絡設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。

統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、M O X 燃料加工施設と共用する。

所外通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運

転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。

(4) 所外データ伝送設備

再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設置する。

所外データ伝送設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

また、所外データ伝送設備は、無停電交流電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

所外データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。

9.17.1.5 試験・検査

警報装置，所内通信連絡設備，所内データ伝送設備，所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は，その健全性及び能力を確認するため，運転中又は停止中に，機能，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。

9.17.1.6 手順等

通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。

- (1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。
- (2) 所内データ伝送設備，所外通信連絡設備，所外データ伝送設備については，通信が正常に行われていることを確認するため，定期的に点検を行うとともに，異常時の対応に関する手順を整備する。
- (3) 社内外の関係先へ，的確，かつ，迅速に通報連絡ができるよう，原子力防災訓練等を定期的実施する。

【補足説明資料 2-5】

1.5 気象等

該当なし

第 27. 2 表 通信連絡設備の主要設備の仕様（1 / 2）

通信種別	主要設備	非常時に供給できる電源	通信回線
警報装置	ページング装置※ ^{1, 3}	非常用所内電源 無停電交流電源 蓄電池	有線
所内通信 連絡設備	ページング装置※ ^{1, 3}	非常用所内電源 無停電交流電源 蓄電池	有線
	所内携帯電話※ ^{1, 3}	電話交換機：蓄電池 PHS 端末：充電池	無線
	専用回線電話※ ³	充電池	有線
	一般加入電話※ ³	通信事業者回線から給電	有線
	ファクシミリ※ ³	無停電交流電源	有線
所内データ 伝送設備	プロセスデータ伝送サーバ	無停電交流電源	有線
	放射線管理用計算機	無停電交流電源	有線
	環境中継サーバ	無停電交流電源	有線, 無線
	総合防災盤	無停電交流電源	有線

注) ※1 印の設備は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。

※3 印の設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。

第 27. 2 表 通信連絡設備の主要設備の仕様（2 / 2）

通信種別	主要設備	非常時に供給できる電源	通信回線
所外通信 連絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P 電話※ ²	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)
	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X ※ ²	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)
	統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム※ ²	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)
	一般加入電話※ ^{2, 3}	通信事業者回線から給電	有線 (通信事業者回線)
	一般携帯電話※ ^{2, 3}	充電池	無線 (通信事業者回線)
	衛星携帯電話※ ^{2, 3}	無停電交流電源	衛星 (通信事業者回線)
	ファクシミリ※ ²	無停電交流電源	有線 (通信事業者回線)
所外データ 伝送設備	データ伝送設備	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)

注) ※²印の設備は、MOX燃料加工施設と共用する。

※³印の設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。

2. 通信連絡設備

2.1 通信連絡設備の概要

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。通信連絡設備の概要を第27.1図に示す。

(1) 警報装置

事故等が発生した場合に、建屋内外の各所の者へ必要な操作、作業又は退避の指示を行う。

(2) 所内通信連絡設備

中央制御室等から、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。

(3) 所内データ伝送設備

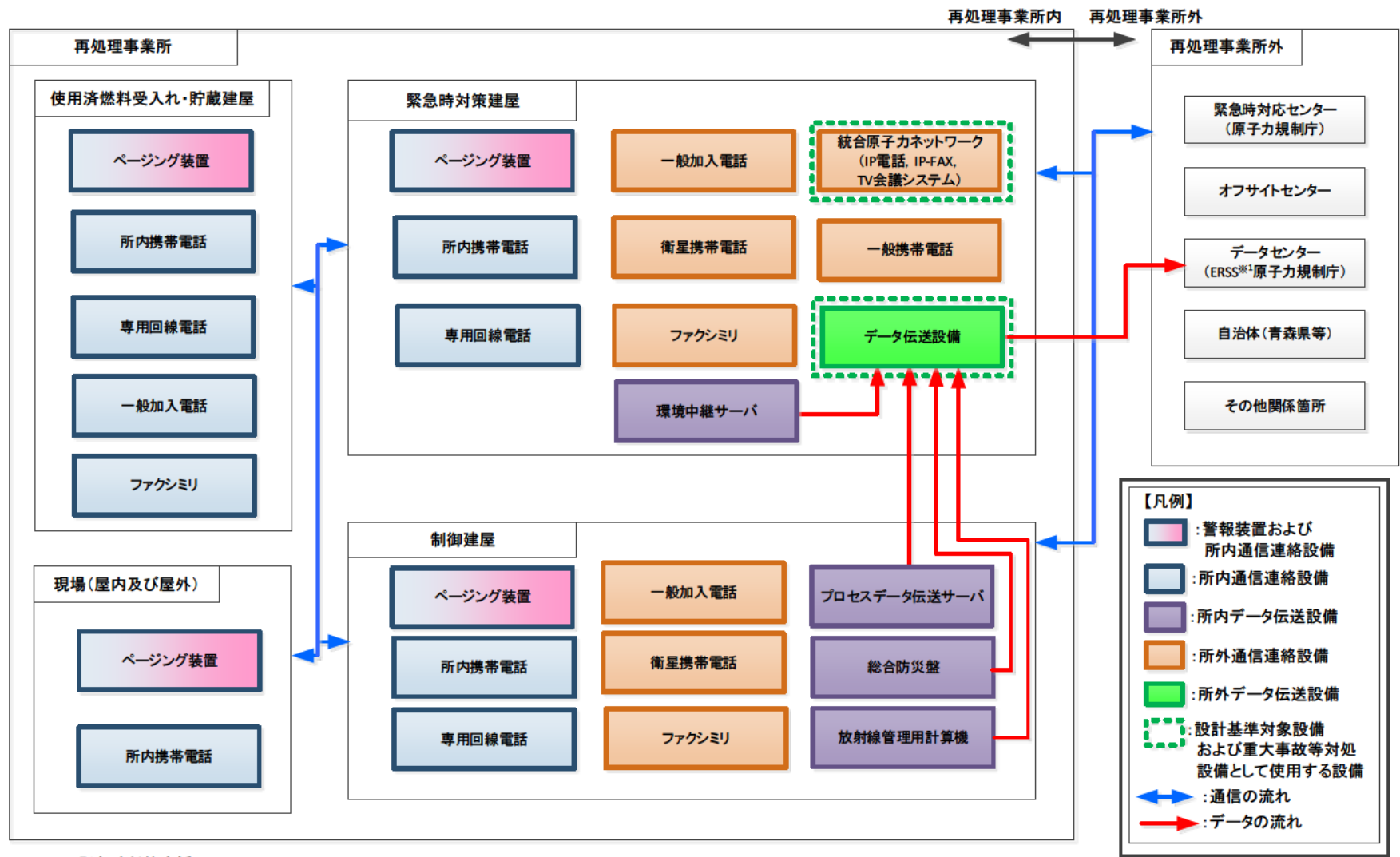
事故状態等の把握に必要な情報を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。

(4) 所外通信連絡設備

再処理事業所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。

(5) 所外データ伝送設備

再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。



※1: 国の緊急時対策支援システム

第 27. 1 図 通信連絡設備の概要

2.2 警報装置及び所内通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置を設置し、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設置する。所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。また、ページング装置は、再処理事業所内の各所の者への退避指示連絡を行うために必要な警報装置としての機能を備える。通信連絡設備（再処理事業所内）の概要を、第27.2図に示す。通信連絡設備（再処理事業所内）の多様性を第27.3表に示す。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3, 2-16】

所内通信連絡設備のうちページング装置は、再処理事業所内の各所の者に必要な操作、作業又は退避の指示等ができるよう、適切な数のスピーカを設置する。

また、ページング装置は、竜巻注意情報が発せられた場合でも、警報機能を用いることにより、再処理事業所内に退避連絡を行うことができる。

【補足説明資料2-4】

所内通信連絡設備のうち外部電源により動作するのは、ページング装置、所内携帯電話及びファクシミリである。ページング装置は、非常用所内電源、無停電交流電源又は蓄電池に接続することにより動作可能である。所内携帯電話は、蓄電池に接続することにより動作可能である。ファクシミリは、無停電交流電源に接続することにより動作可能である。専用回線電話は、充電池により動作可能であるため、外部

電源が不要である。一般加入電話は、通信事業者回線から給電することで動作可能であるため、外部電源が不要である。

【補足説明資料2-13】

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、所内携帯電話を用いることにより、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の各所の者へ連絡が可能である。また、所内携帯電話、専用回線電話及び一般加入電話により緊急時対策所へ連絡を行うことが可能であり、所内携帯電話、一般加入電話及びファクシミリにより中央制御室へ連絡を行うことが可能である。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-6, 2-16】

所内通信連絡設備のページング装置（警報装置含む。）及び所内携帯電話は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。

警報装置及び所内通信連絡設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。

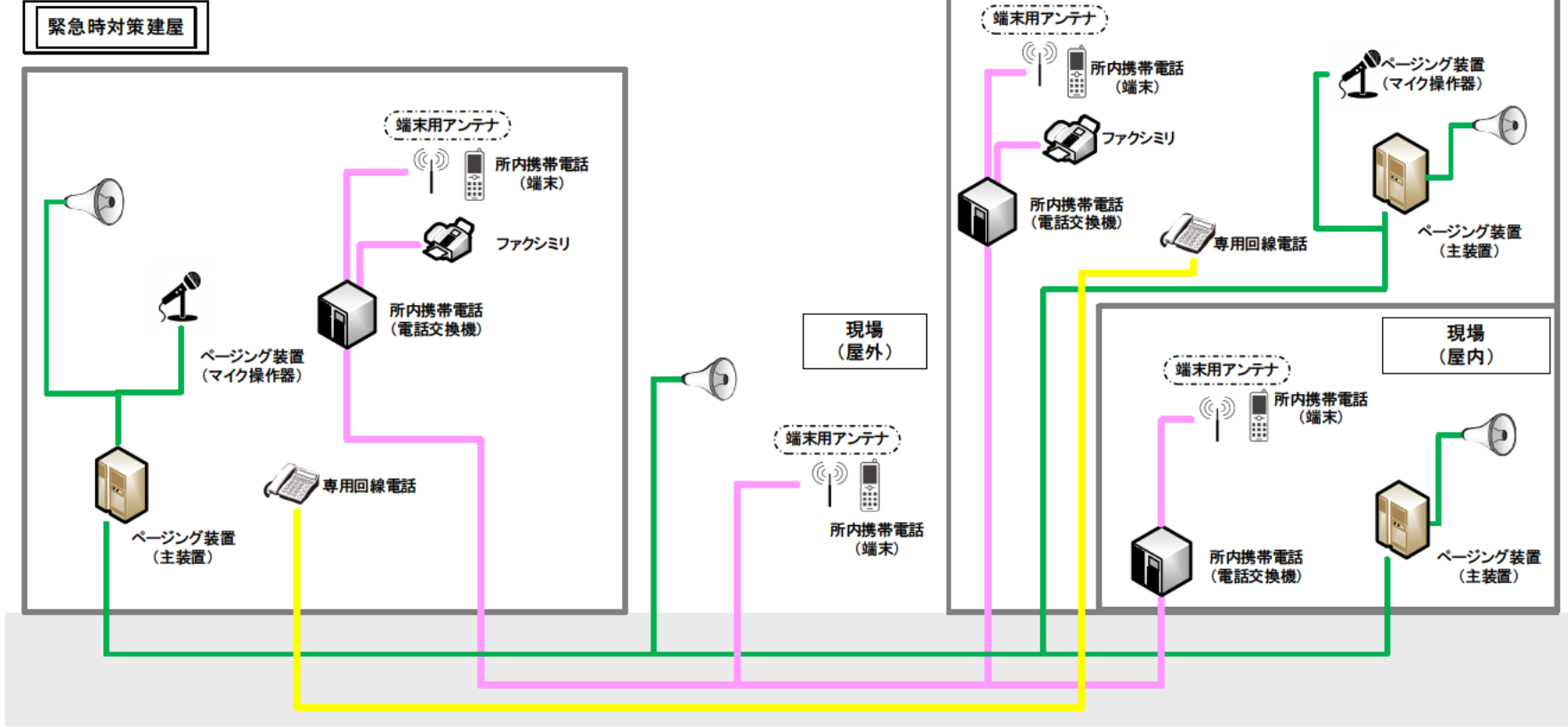
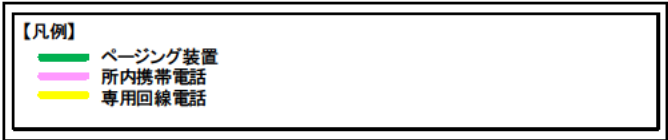
所内通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から中央制御室、屋外及び屋内の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の運転員（統括当直長）から緊急時対策所の設計基準事故並びに重大事故等の対処に必要な指示を行う

要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。

第 27. 3 表 通信連絡設備（再処理事業所内）の多様性

主要設備		機能	通信回線種別	通信連絡の場所※ ¹
所内通信連絡設備	ページング装置 （警報装置含む。）	電話	有線回線	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所－再処理事業所内 ・中央制御室－再処理事業所内
	所内携帯電話	電話	無線回線	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・緊急時対策所－現場（屋内） ・緊急時対策所－現場（屋外） ・現場（屋内外）－現場（屋内外）
	専用回線電話	電話	有線回線	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
	一般加入電話	電話	有線回線	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所－中央制御室 ・緊急時対策所－使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 ・中央制御室－使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
	ファクシミリ	F A X	有線回線	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室－使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

※ 1 : 現場（屋内）：前処理建屋，制御建屋等



第 27. 2 図 通信連絡設備（再処理事業所内）の概要

2.3 所外通信連絡設備

(1) 所外必要箇所の選定

再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所として、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。

(2) 所外通信連絡設備

設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所外の必要箇所と事故の発生に係る連絡を音声等により行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを新たに設置し、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。制御建屋に新たに設置する一般加入電話並びに緊急時対策建屋に新たに設置する統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できるよう、災害時優先回線又は専用通信回線を用いる。所外通信連絡設備（再処理事業所外）の概要を第27.3図、第27.4図及び第27.5図に示す。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3, 2-6, 2-15, 2-16】

所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、MOX燃料加工施設と共用する。

a. 統合原子力防災ネットワークに接続している通信連絡設備

通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線回線及び衛星回線）に接続している I P 電話， I P - F A X 及び T V 会議システム

b. 一般加入電話及びファクシミリ

通信事業者が提供する通信回線（有線回線）に接続している加入電話及びファクシミリ

c. 一般携帯電話

通信事業者が提供する通信回線（無線回線）に接続している携帯電話

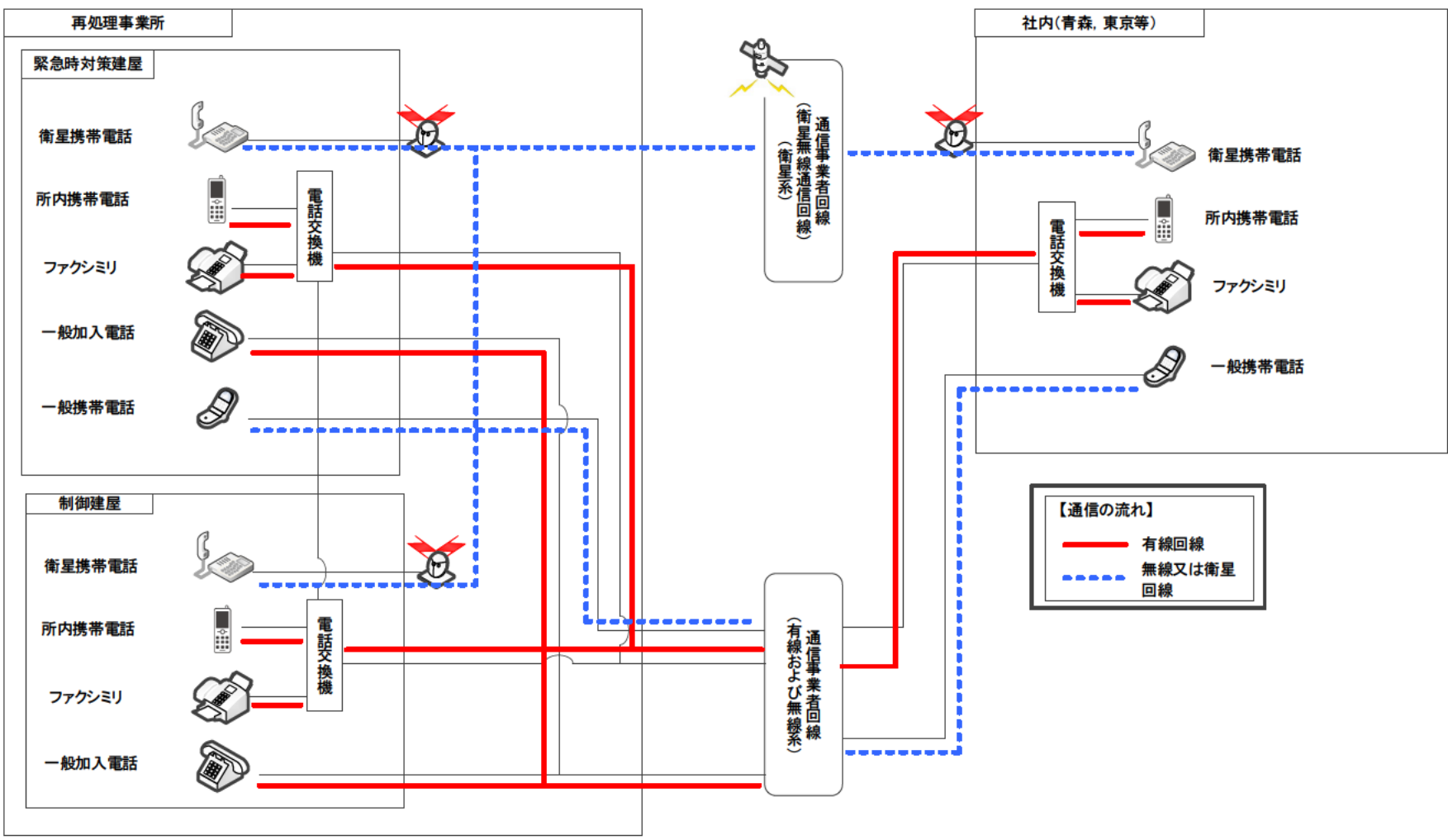
d. 衛星携帯電話

通信事業者が提供する通信回線（衛星回線）に接続している携帯電話

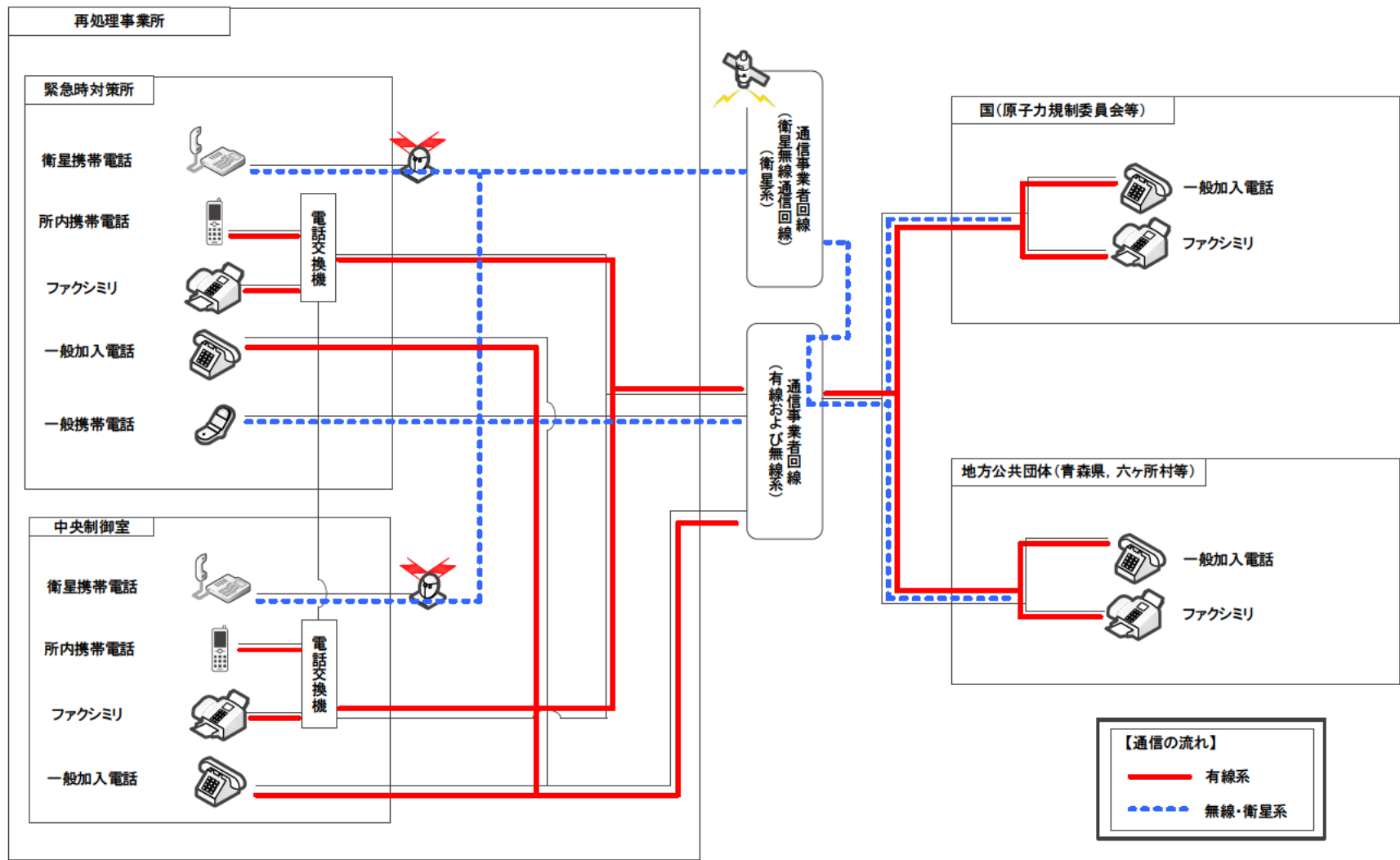
万が一，一般加入電話，ファクシミリ，一般携帯電話，衛星携帯電話の機能が喪失した場合，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の衛星回線により，再処理事業所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。

所外通信連絡設備については，定期的な機能・性能及び外観検査により適切な保守管理を行い，常時使用できることを確認する。

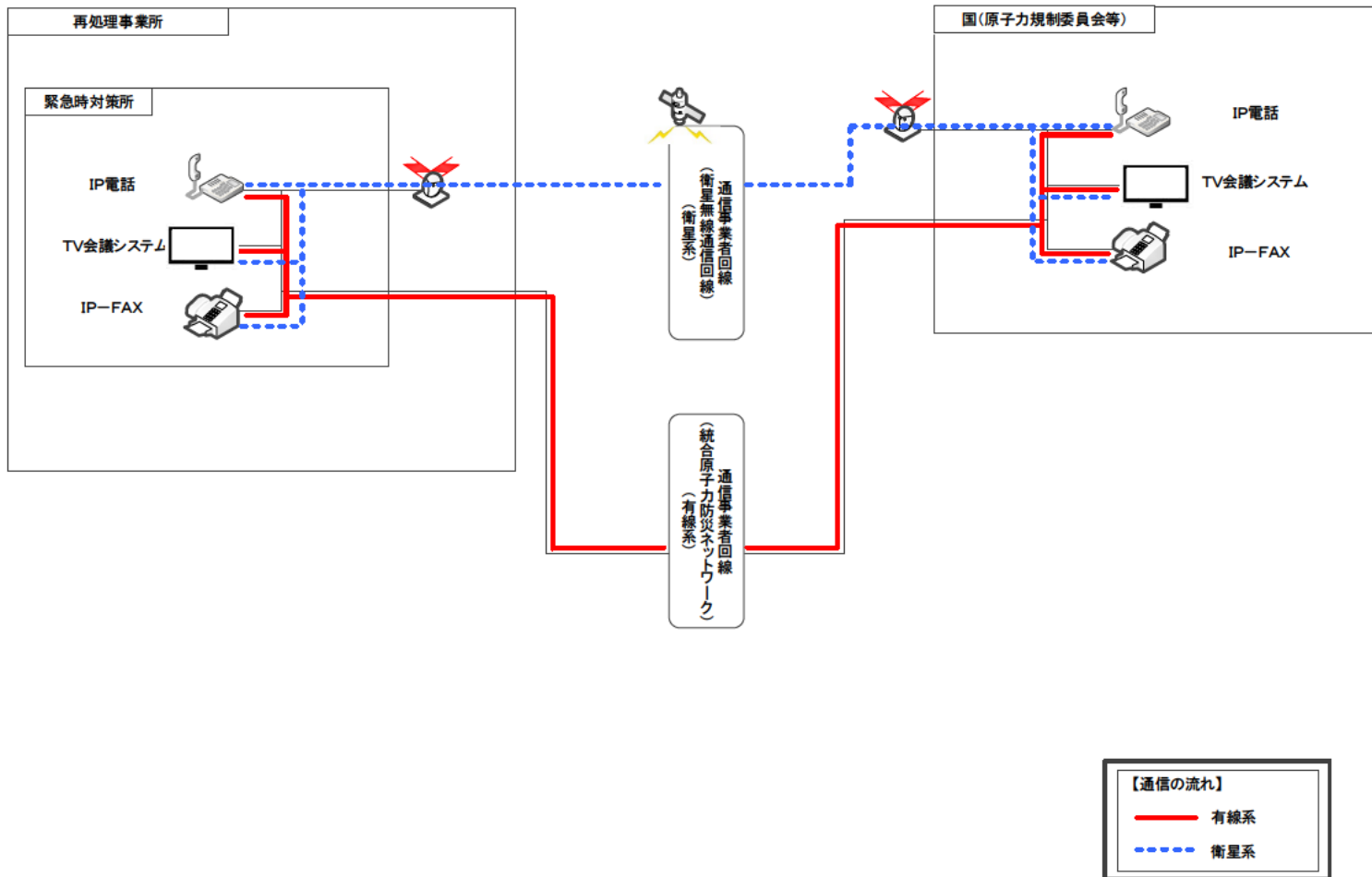
所外通信連絡設備は，化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人，公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。



第 27. 3 図 所外通信連絡設備（再処理事業所外〔社内関係箇所〕）の概要



第 27. 4 図 所外通信連絡設備（再処理事業所外〔社外関係箇所〕）の概要（その 1）



第 27.5 図 所外通信連絡設備（再処理事業所外〔社外関係箇所〕）の概要（その 2）
 （統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備）

2.4 所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備

緊急時対策建屋のデータ収集装置へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤を設置する。

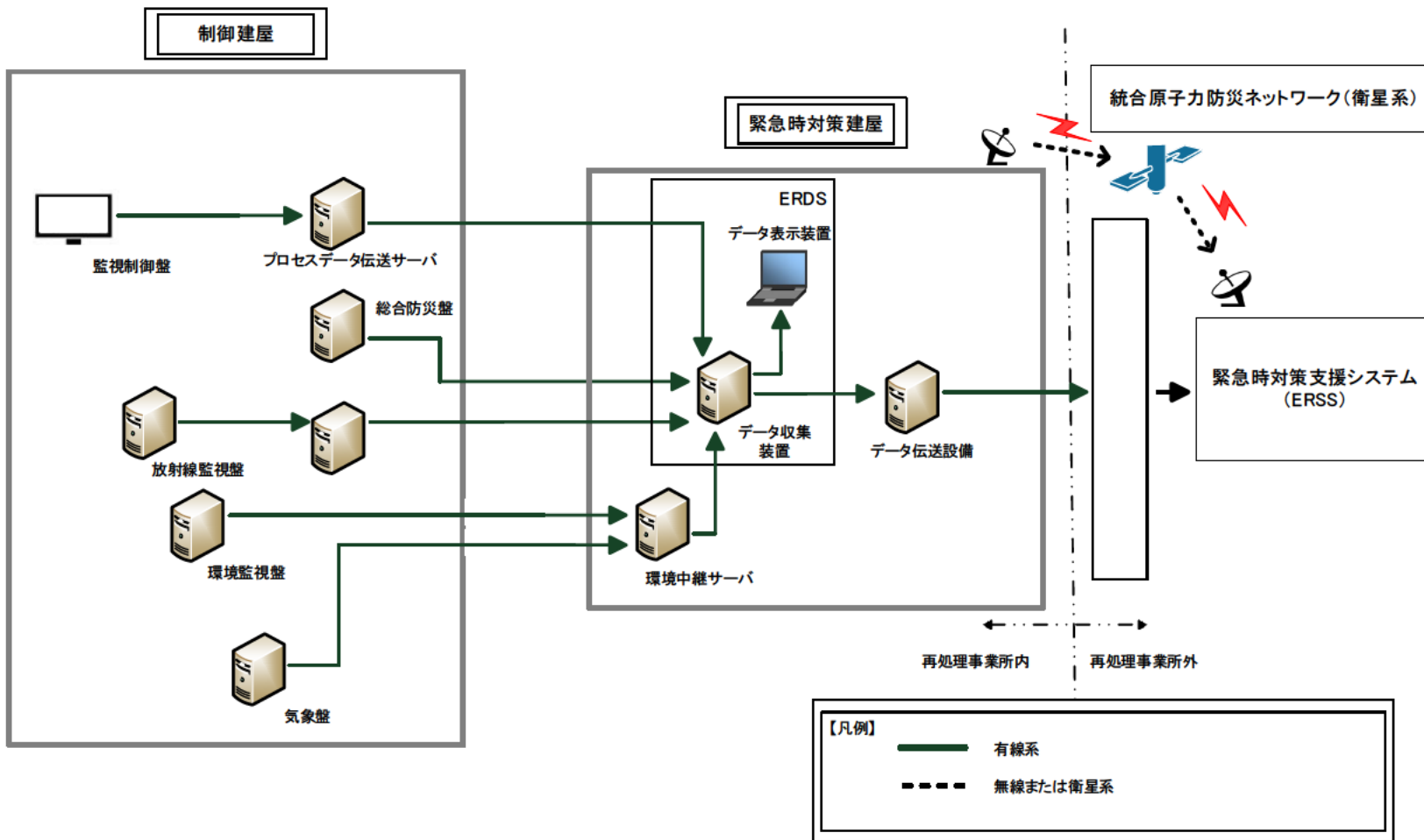
また、再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設置する。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3, 2-7, 2-8, 2-14】

所外データ伝送設備は、緊急時対策建屋のデータ収集装置からデータを受信し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータ伝送を行うことができ、常時使用できるよう通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線回線及び衛星回線）に接続し、多様性を確保する設計とする。所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備の概要を第27.6図に示す。

所内データ伝送設備における再処理事業所内建屋間の有線回線の構成は、制御建屋と緊急時対策建屋間を直接接続するか、緊急時対策建屋へ所内データ伝送設備を設置する。

所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。



第27. 6 図 所内データ伝送設備及び所外データ伝送設備の概要

2.5 多様性を確保した通信回線

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第 27.4 表に記載するとともに、多様性を確保した通信回線の概要を第 27.7 図に示す。

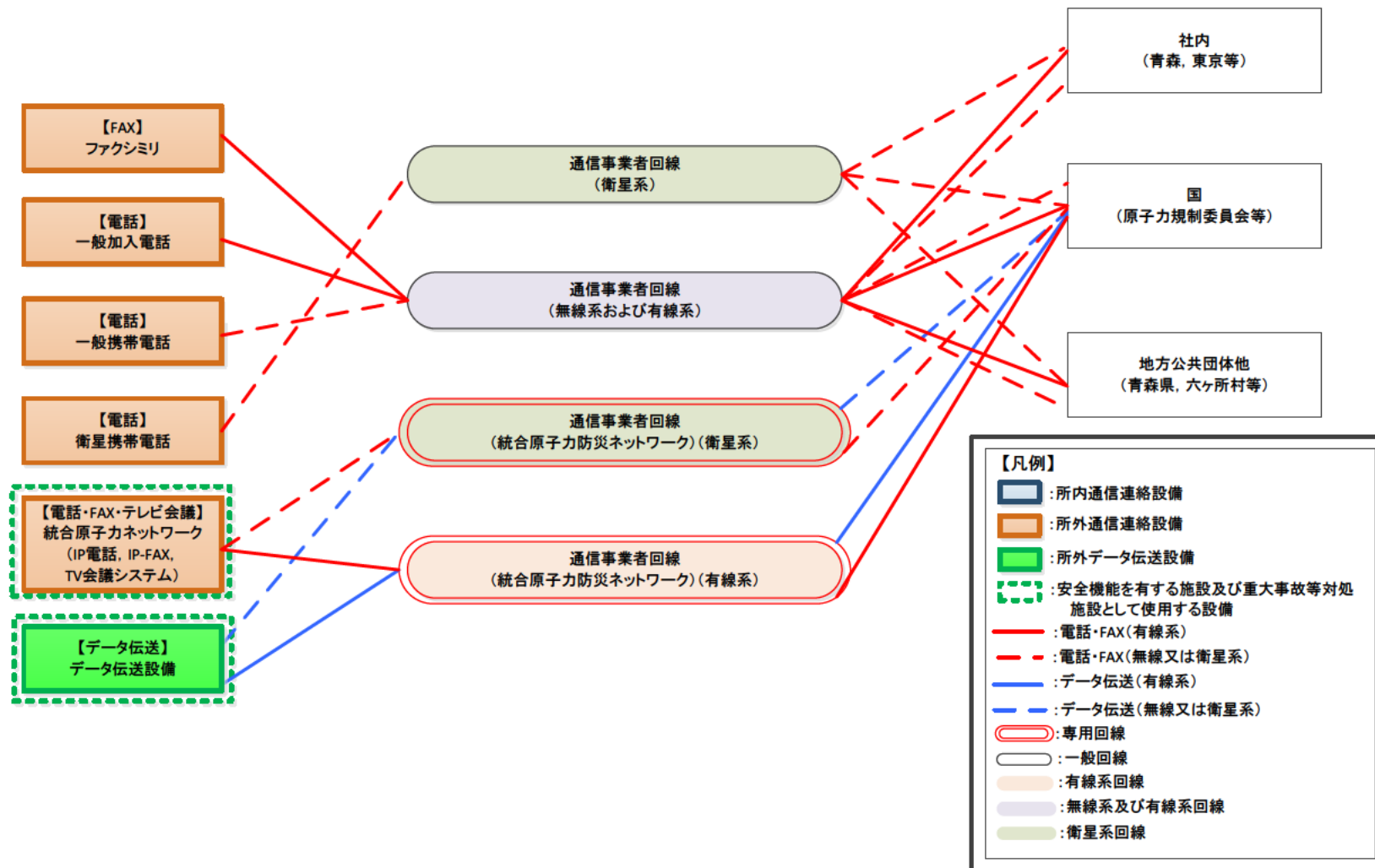
第 27.4 表 多様性を確保した通信回線

通信回線種別	主要設備		機能	専用	通信の制限※1
通信事業者回線	一般加入電話		電話	—	○
	ファクシミリ		F A X	—	×
	一般携帯電話		電話	—	×
	衛星携帯電話		電話	—	○
通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	I P 電話	電話	○	◎
		I P - F A X	F A X	○	◎
		T V 会議システム	テレビ会議	○	◎
	データ伝送設備		データ伝送	○	◎

※1：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時の通信事業者による通信規制を想定

【凡例】・専用 ○：専用回線（帯域専有を含む） —：非専用回線
・通信の制限 ◎：制限なし ○：制限のおそれが少ない ×：制限のおそれがある

【補足説明資料 2-8】



第27. 7 図 多様性を確保した通信回線の概要

2.6 通信連絡設備の電源設備

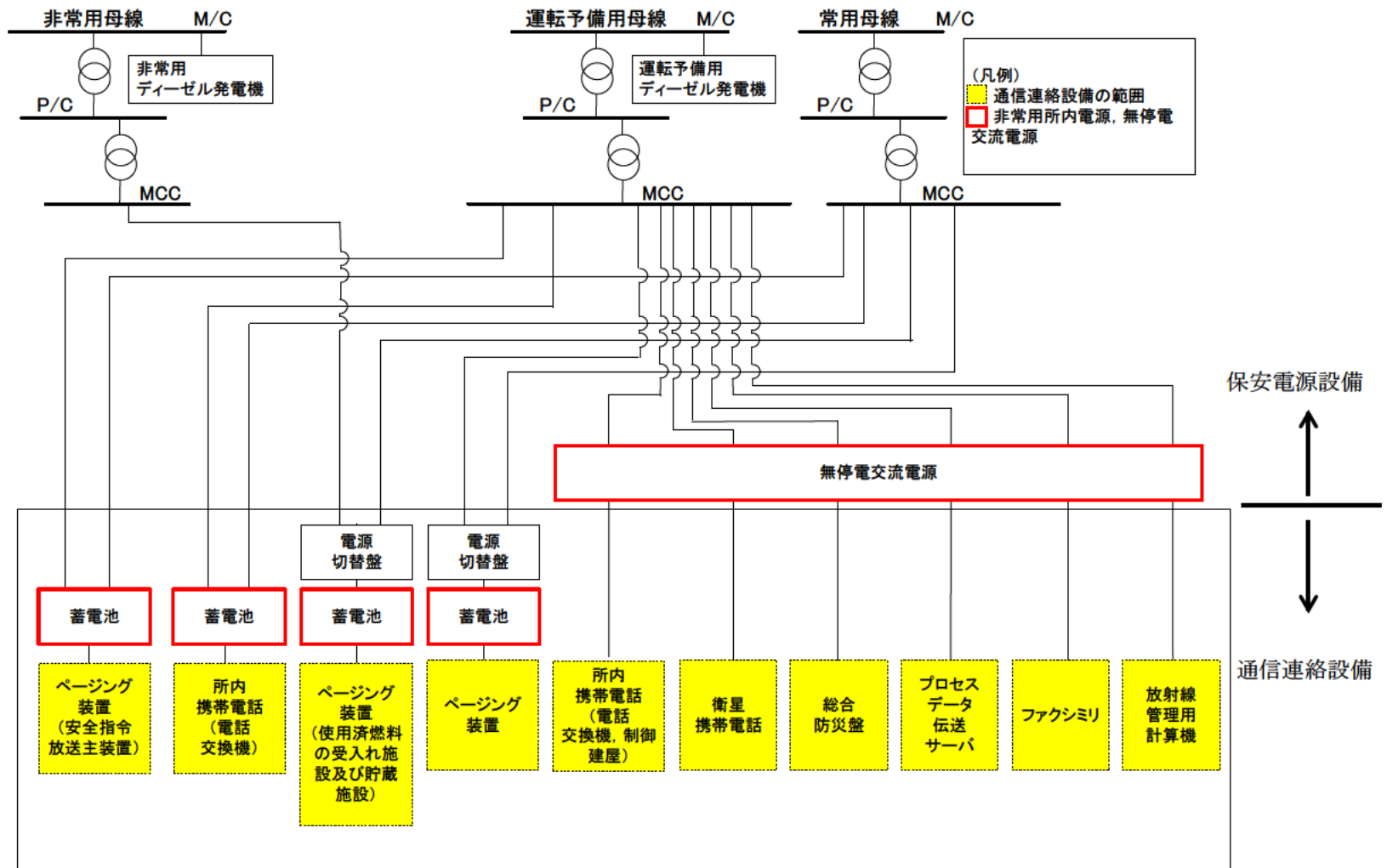
(1) 制御建屋及び各現場建屋

制御建屋及び各現場建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、第1非常用ディーゼル発電機、無停電交流電源又は蓄電池からの給電が可能な設計とする。

制御建屋及び各現場建屋における通信連絡設備の電源構成を第27.8図に示す。

また、通信連絡設備に必要な電源を第27.5表に示す。

【補足説明資料2-13】



第 27. 8 図 制御建屋及び各現場建屋における通信連絡設備の電源構成

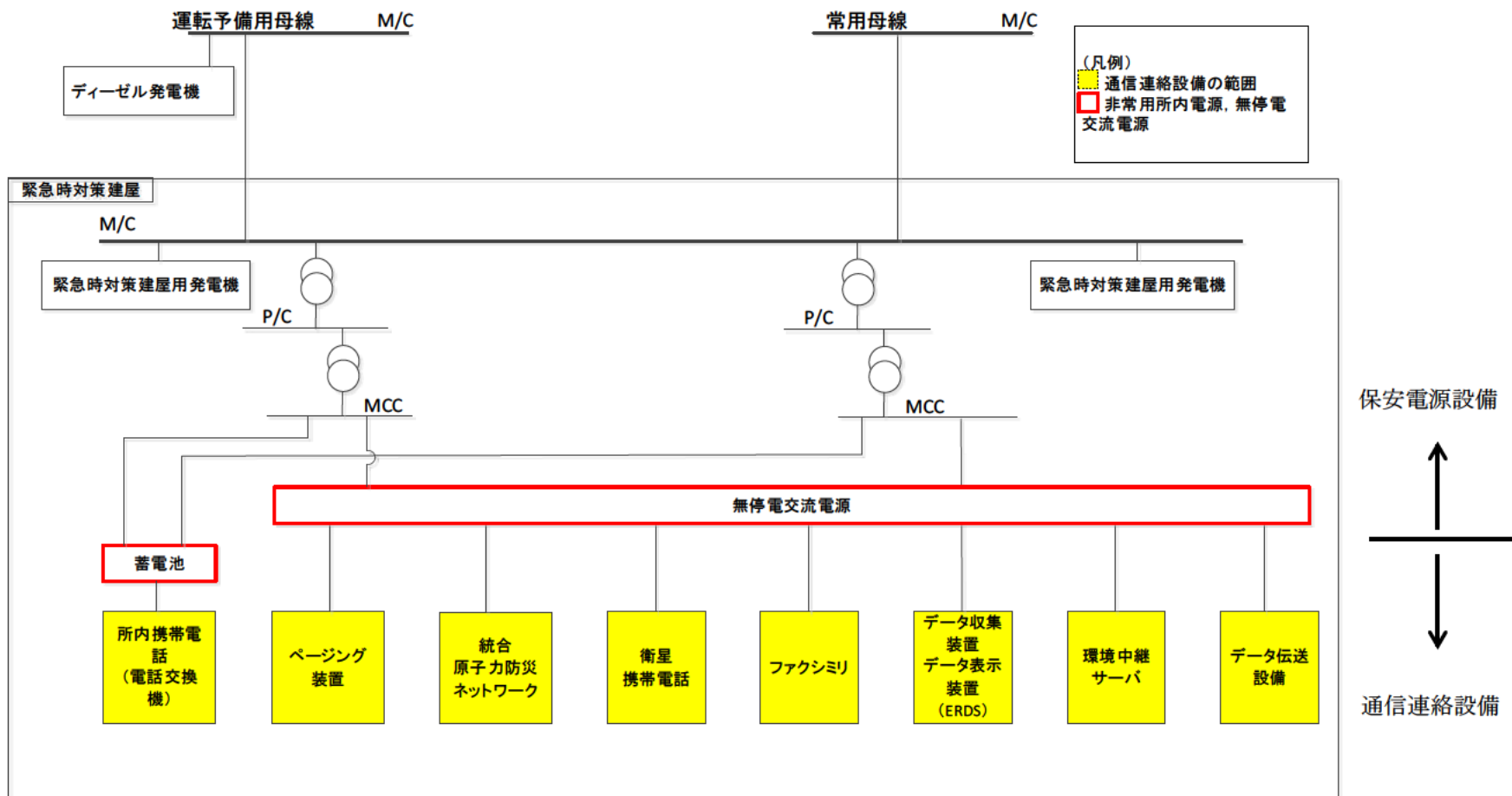
(2) 緊急時対策建屋

緊急時対策建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、無停電交流電源又は蓄電池からの給電が可能な設計とする。

緊急時対策建屋における通信連絡設備の電源構成を第27.9図に示す。

また、通信連絡設備に必要な電源を第27.5表に示す。

【補足説明資料2-15】



第 27. 9 図 緊急時対策建屋における通信連絡設備の電源構成

第 27. 5 表 通信連絡設備に必要な電源（1 / 2）

通信種別	主要設備	設置場所	非常時に供給できる電源
警報装置	ペー징装置※ ¹	再処理事業所内各所	非常用母線（第 1 非常用ディーゼル発電機）， 無停電交流電源，蓄電池
所内通信 連絡設備	ペーjing装置※ ¹	再処理事業所内各所	非常用母線（第 1 非常用ディーゼル発電機）， 無停電交流電源，蓄電池
	所内携帯電話※ ¹	再処理事業所内各所	蓄電池，充電池
	専用回線電話※ ¹	制御建屋，緊急時対策建屋， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	充電池
	一般加入電話※ ¹	制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	通信事業者回線から給電
	ファクシミリ	制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	無停電交流電源
所内データ 伝送設備	プロセスデータ伝送サーバ	制御建屋	無停電交流電源
	放射線管理用計算機	制御建屋	無停電交流電源
	環境中継サーバ	緊急時対策建屋	無停電交流電源
	総合防災盤	制御建屋	無停電交流電源

注) ※¹印の設備は，化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。

第 27. 5 表 通信連絡設備に必要な電源（2 / 2）

通信種別	主要設備	設置場所	非常時に供給できる電源
所外通信 連絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P 電話	緊急時対策建屋	無停電交流電源
	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X	緊急時対策建屋	無停電交流電源
	統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	緊急時対策建屋	無停電交流電源
	一般加入電話※ ¹	制御建屋，緊急時対策建屋	通信事業者回線から給電
	一般携帯電話※ ¹	緊急時対策建屋	充電池
	衛星携帯電話※ ¹	制御建屋，緊急時対策建屋	無停電交流電源
所外データ 伝送設備	ファクシミリ	制御建屋，緊急時対策建屋	無停電交流電源
	データ伝送設備	緊急時対策建屋	無停電交流電源

注) ※1 印の設備は，化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。

2章 補足説明資料

次頁以降の記載内容のうち、____の記載事項は、前回提出からの変更箇所を示す。

第27条:通信連絡設備

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-1	通信連絡設備の一覧	令和4年7月15日	4	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-2	機能ごとに必要な通信連絡設備	令和2年3月13日	3	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-3	主要な通信連絡設備の配置について	令和2年4月13日	4	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-4	現場退避指示について	令和1年12月23日	2	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-5	運用、手順説明資料	令和1年12月23日	2	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-6	加入電話設備(加入電話及び加入FAX)の構成について	令和1年12月23日	1	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-7	ERDSのデータ伝送概要と伝送パラメータ	令和2年3月13日	4	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-8	多様性を確保した通信回線の容量について	令和2年3月13日	2	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-9	(欠番)			
補足説明資料2-10	(欠番)			
補足説明資料2-11	(欠番)			
補足説明資料2-12	(欠番)			
補足説明資料2-13	蓄電池の容量の妥当性について	令和2年3月13日	1	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-14	過去のプラントパラメータ閲覧について	令和2年3月13日	1	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-15	緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について	令和2年3月13日	1	内容精査の結果, 変更なし
補足説明資料2-16	有毒ガス防護に係る申請書記載項目の整理表(第27条)	令和4年8月3日	2	申請書及び整理資料への反映事項の修正等

補足説明資料 2-1 (27条)

通信連絡設備の一覧

再処理事業所内及び再処理事業所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を第1-1表～第1-4表に示す。また、主な機器の配置を第1-1図～第1-5図に示す。

保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう必要に応じて予備品を配備する。

配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じ適宜改善を図ることとする。

第1-1表 所内通信連絡設備一覧(1/3)

主要設備		台数・設置場所	新規制基準対応		写真
			既存	新規	
ページング装置※1	主装置	16台 ・制御建屋 : 1台 ・緊急時対策建屋 : 1台 ・前処理建屋他 : 14台	○		
	マイク操作器	2台 ・緊急時対策建屋 : 1台 ・制御建屋 : 1台	○		



・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

・ページング装置は、警報装置の機能を含む。

注)※1印の設備は、漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。

第1-1表 所内通信連絡設備一覧(2/3)


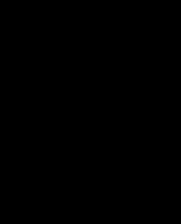

主要設備		台数・設置場所	新規制基準対応		写真
			既存	新規	
所内携帯電話 ※1	電話交換機	3台 ・制御建屋：1台 ・ユーティリティ建屋：1台 ・低レベル廃棄物処理建屋：1台	○		
	端末	約5000台 ・再処理事業部員：約2500台 ・協力会社員：約2500台	○		

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

注)※1印の設備は、漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。

第1-1表 所内通信連絡設備一覧(3/3)



主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
専用回線電話※ ¹	4台 ・緊急時対策建屋：2台 ・制御建屋：1台 ・使用済燃料受入れ・施設建屋：1台	○		
一般加入電話※ ¹	2台 ・制御建屋：1台 ・使用済燃料の受入れ・貯蔵建屋：1台	○		
ファクシミリ※ ¹	2台 ・制御建屋：1台 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋：1台	○		

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

注)※¹印の設備は、漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。

第1-2表 所内データ伝送設備一覧(1/2)

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
プロセスデータ伝送サーバ	・制御建屋：1台		○	
放射線管理用計算機	・制御建屋：1台		○	

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

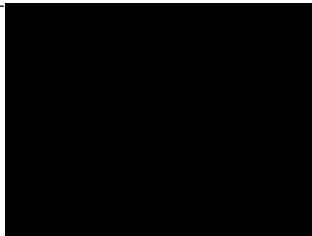


第1-2表 所内データ伝送設備一覧(2/2)

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
環境中継サーバ	・緊急時対策建屋：1台		○	
総合防災盤	・制御建屋：1台		○	

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

第1-3表 所外通信連絡設備 (1/3)

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
統合原子力防災ネットワークIP電話	・緊急時対策建屋：1台		○	
統合原子力防災ネットワークIP-FAX	・緊急時対策建屋：1台		○	
統合原子力防災ネットワークTV会議システム	・緊急時対策建屋：1台		○	

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

第1-3表 所外通信連絡設備 (2/3)


主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
一般加入電話※ ¹	6台 ・制御建屋：1台 ・緊急時対策建屋：5台		○	
一般携帯電話※ ¹	2台 ・緊急時対策建屋：2台		○	
衛星携帯電話※ ¹	24台 ・緊急時対策建屋：20台 ・制御建屋：4台		○	 

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

注)※¹印の設備は、漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。

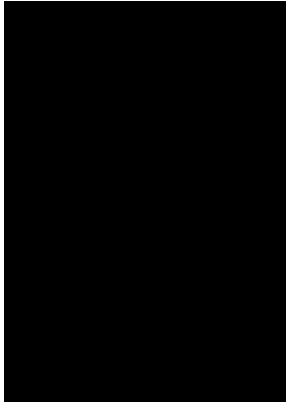
第1-3表 所外通信連絡設備 (3/3)

主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
ファクシミリ	2台 ・制御建屋：1台 ・緊急時対策建屋：1台		○	

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

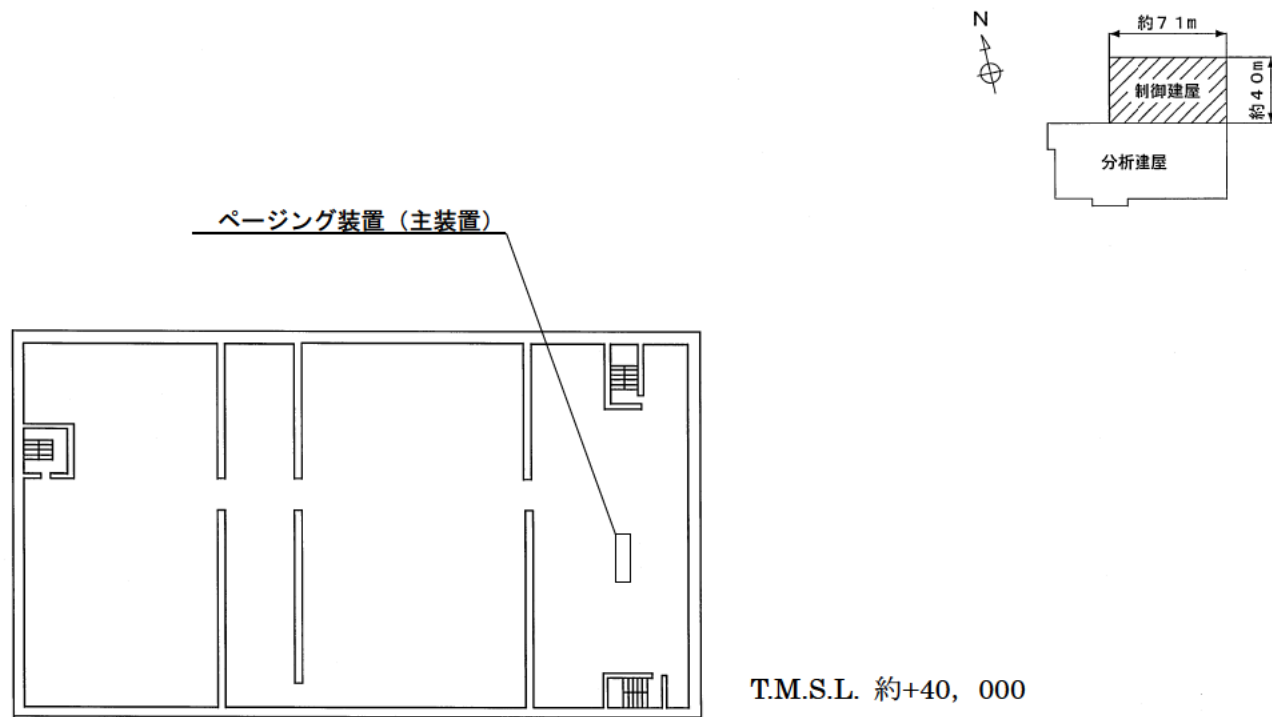
※写真についてはサンプル含む。

第1-4表 所外データ伝送設備（1/1）

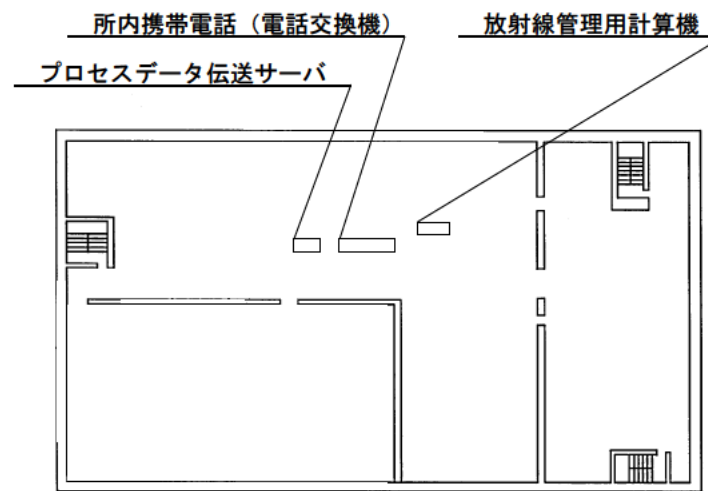
主要設備	台数・設置場所	新規制基準対応		写真
		既存	新規	
データ伝送設備	・緊急時対策建屋：1台		○	

・台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

※写真についてはサンプル含む。

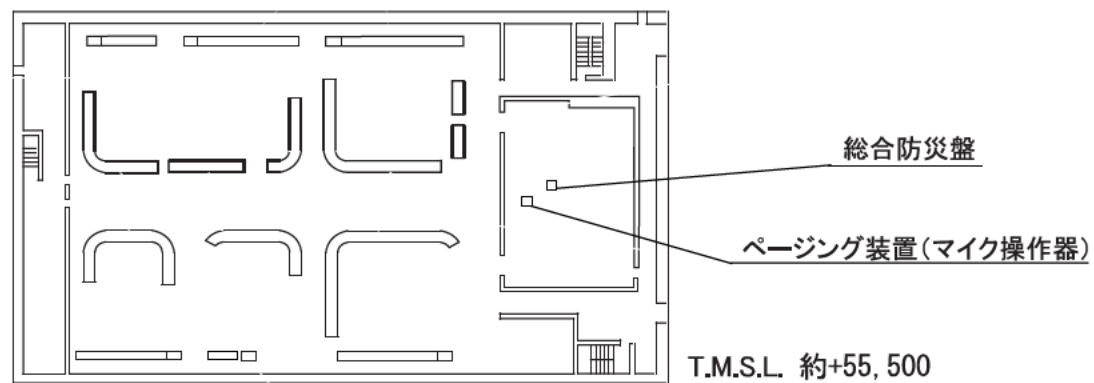


第 1-1 図 通信連絡設備配置概要図 (制御建屋地下 2 階)

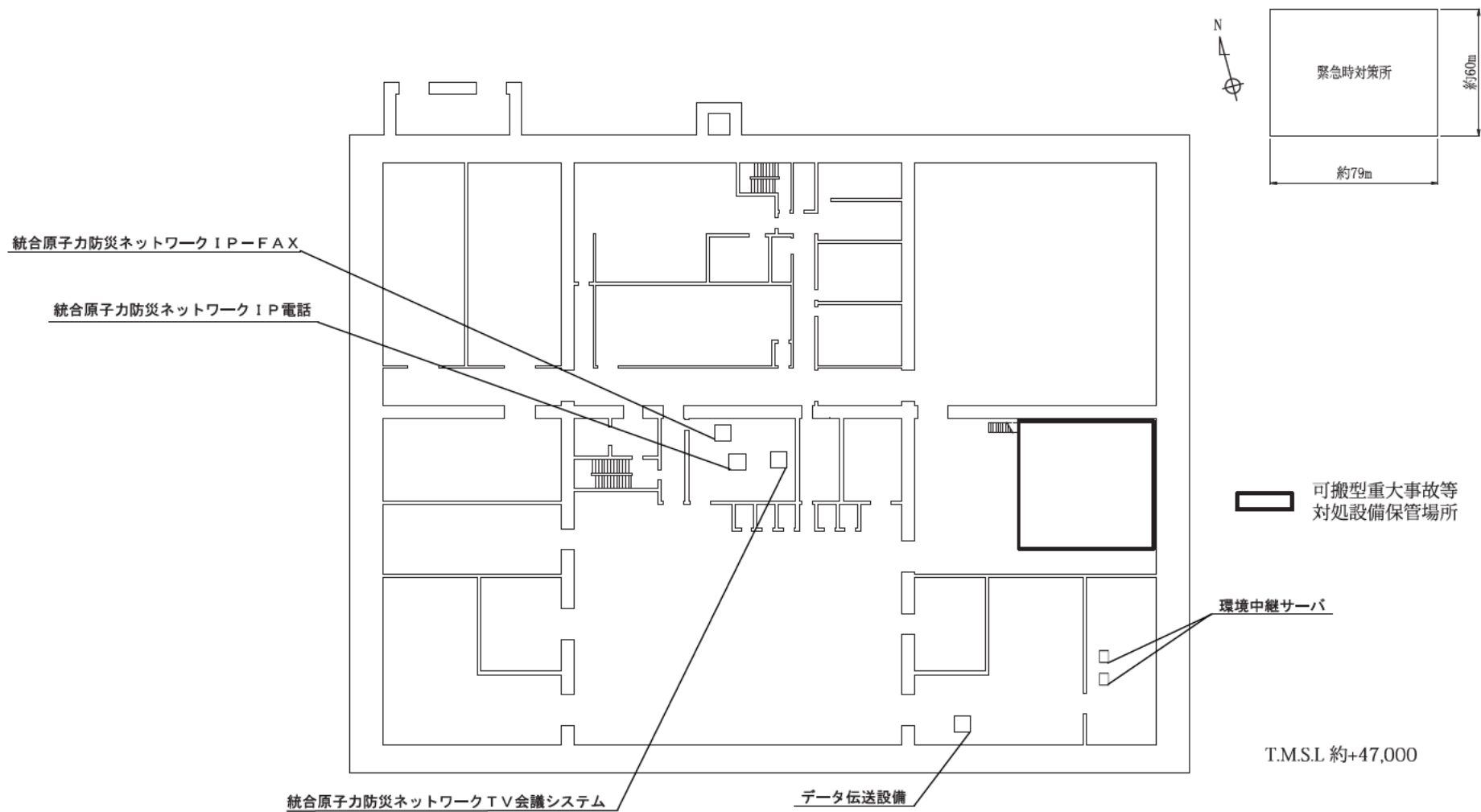


T.M.S.L. 約+47, 500

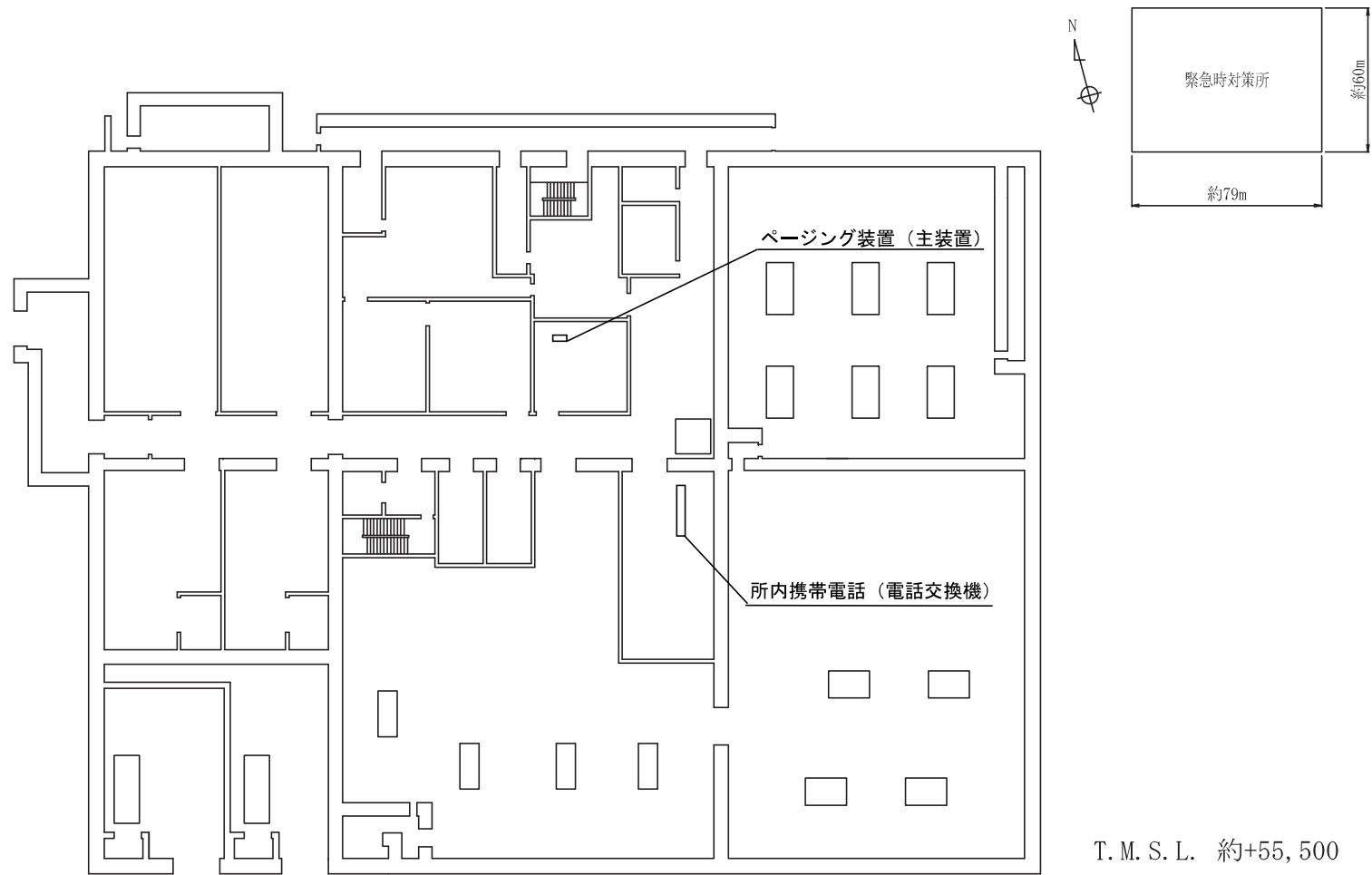
第 1-2 図 通信連絡設備機器配置概要図（制御建屋地下1階）



第1-3図 通信連絡設備機器配置概要図 (制御建屋地上1階)



第1-4図 通信連絡設備機器配置概要図（緊急時対策建屋 地下1階）



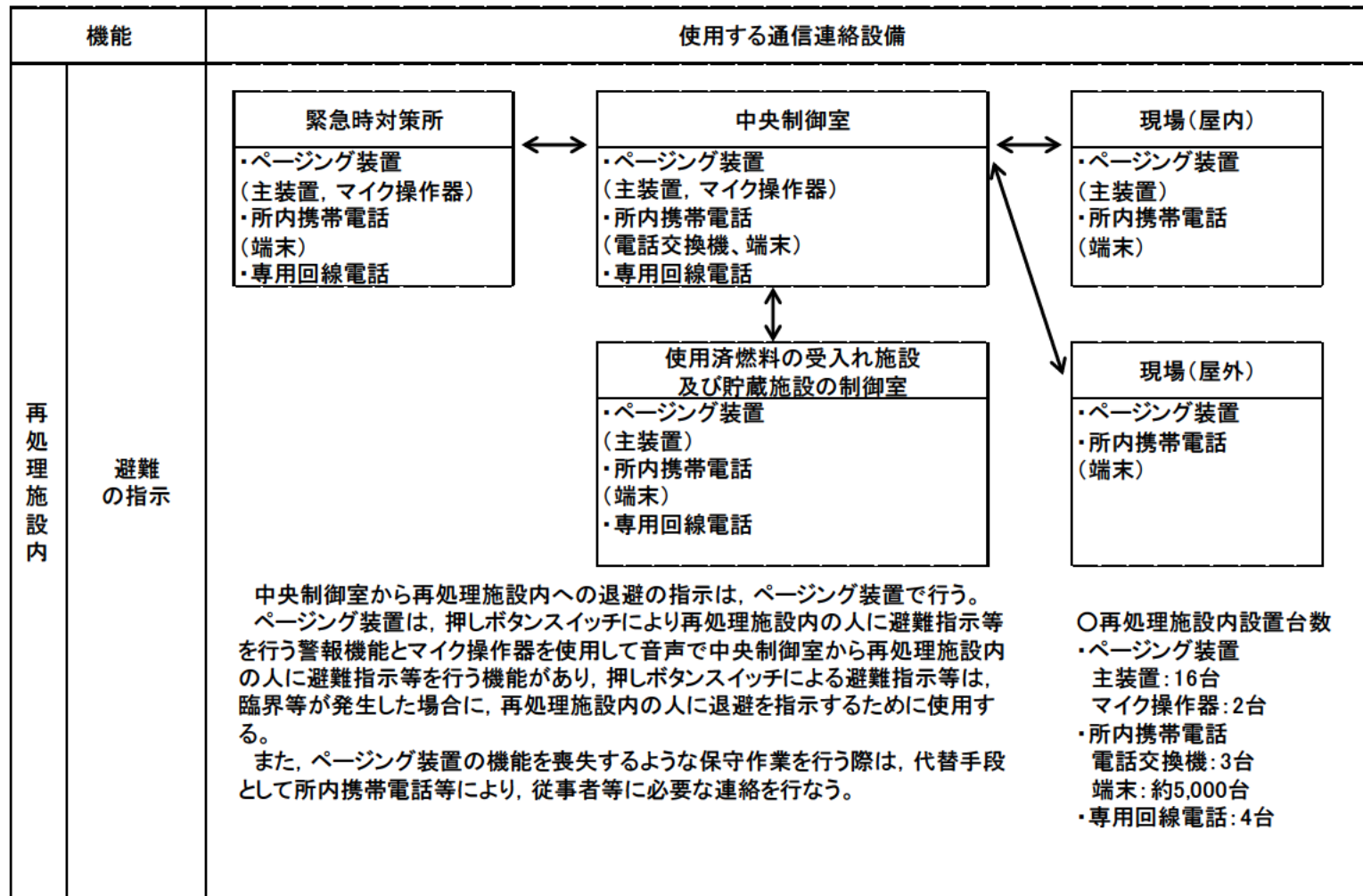
第1-5図 通信連絡設備機器配置概要図 (緊急時対策建屋地上1階)

補足説明資料 2-2 (27条)

機能ごとに必要な通信連絡設備

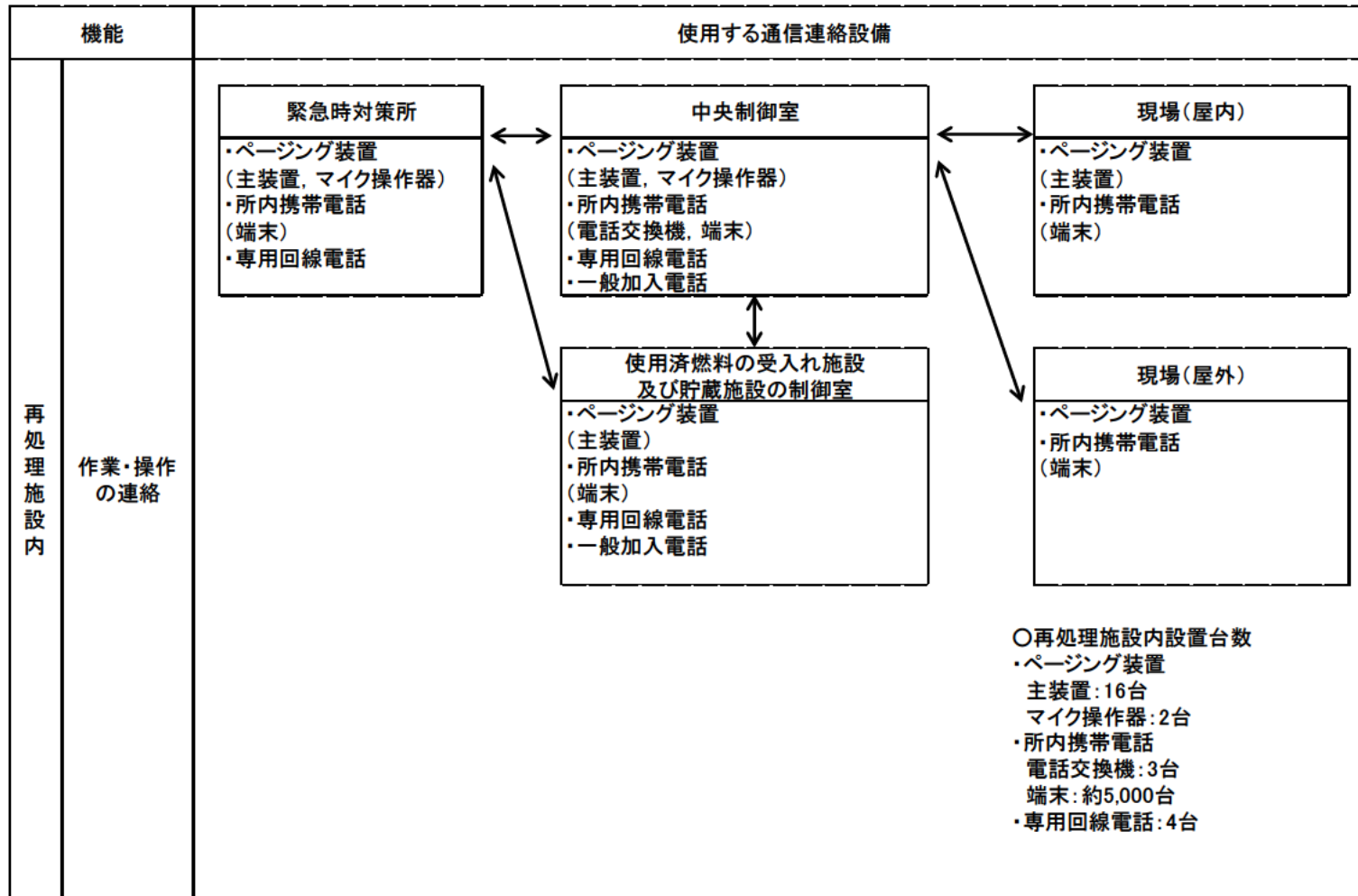
再処理事業所内における「退避の指示」、「操作・作業の指示」及び再処理事業所外への「連絡・通報等」に必要な通信連絡の種類，配備台数等について，通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統図を第2-1図，第2-2図及び第2-3図に示す。

通信連絡設備は，使用する要員，連絡先（地方公共団体，その他関係機関等）に，より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また，予備品の台数は，これまでの使用実績や新規購入時の納期を踏まえ，設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できるよう必要な台数を整備する。



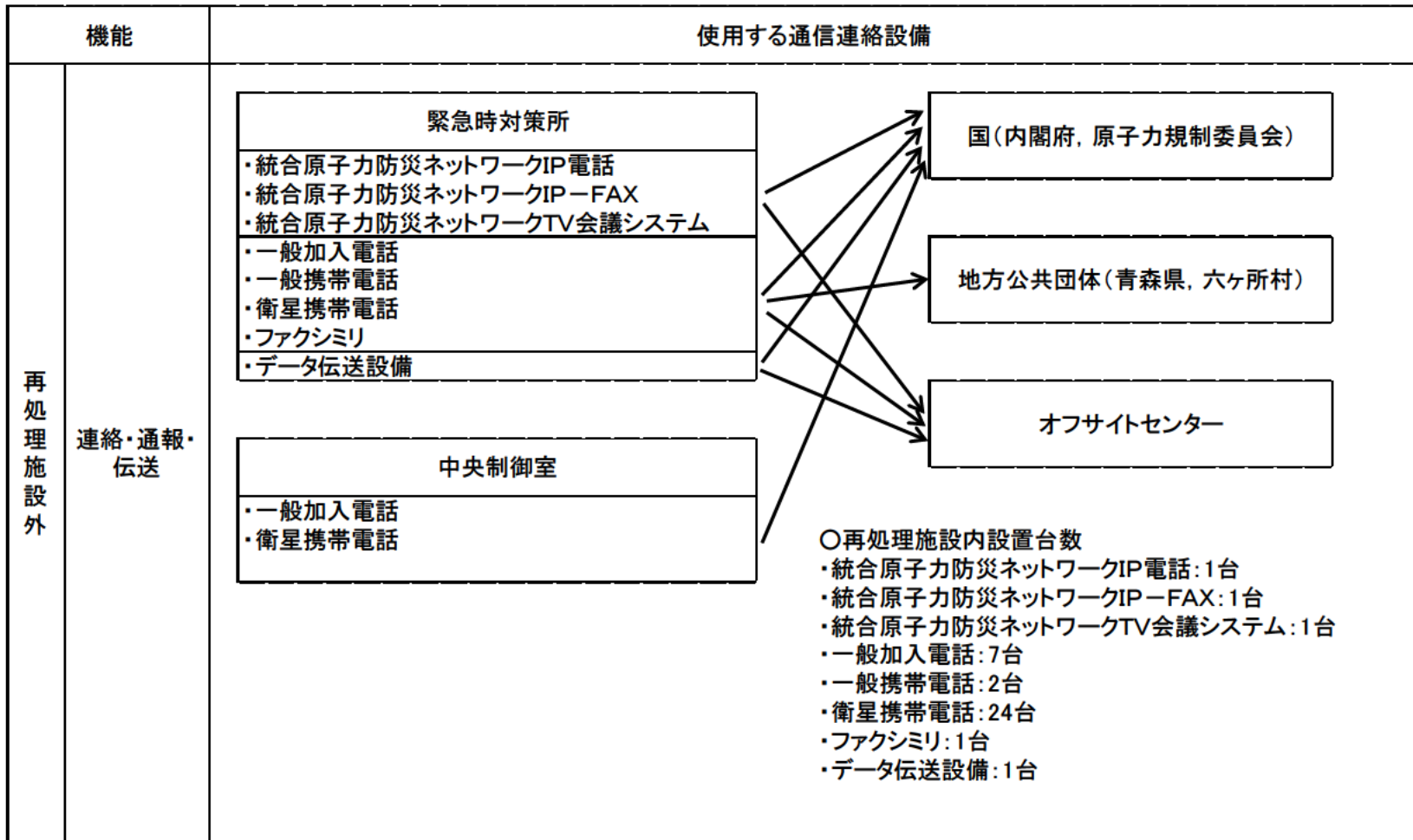
※台数については、今後、訓練等をとおして見直しを行う可能性がある。

第2-1図「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図



※台数については、今後、訓練等をととして見直しを行う可能性がある。

第2-2図 「作業・操作」の連絡における通信連絡設備の指揮系統図



※台数については、今後、訓練等とおして見直しを行う可能性がある。

第2-3図「連絡・通報・伝送」における通信連絡の指揮系統図

補足説明資料 2-16 (27条)

有毒ガス防護に係る申請書記載項目の整理表（第 27 条）

再処理施設における有毒ガス防護については、新規制基準適合性審査の中で確認を行い、事業変更許可を取得している。一方で、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「事業指定基準規則」という。）の第 20 条（制御室等）の第 3 項第 1 号及び第 26 条（緊急時対策所）第 2 項に係る基準適合性に関しては、既許可での申請範囲には含めず、別途申請することとしていたことから、改めて基準適合性の確認が必要である。

このため、基準適合性の確認として、既許可の申請書及び整理資料の補足説明資料から有毒ガスに係る箇所を抽出し、①発生源、②防護対象者、③防護対策（検知手段、防護措置）の観点で既許可の対応内容を整理する。また、追加要求事項に照らして有毒ガス防護として担保すべき事項を整理し、既許可の対応と比較して追加または明確化すべき事項について、申請書本文、添付書類及び補足説明資料への反映事項として整理する。

事業指定基準規則においては、運転員及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置その他の適切に防護するための設備の設置といった有毒ガスの発生源、防護対象者及び防護対策（検知手段、防護措置）に係る具体的要求事項が追加されている。第 27 条では、これらの要求事項に対し、防護対策（検知手段）として、有毒ガスの発生を認知するために使用する通信連絡設備の設計方針を反映することが求められることから、これらの観点で整理する。

整理結果を次ページ以降に示す。

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
<p>ロ. 再処理施設の一般構造 （7） その他の主要な構造 （i） 安全機能を有する施設 （s） 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。</p>	<p>1.9.27 通信連絡設備 (通信連絡設備) 第二十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>				

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
<p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>警報装置、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>第2項について</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。</p>	<p>【補足説明資料 2.1 通信連絡設備の概要】</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。通信連絡設備の概要を第27.1図に示す。</p> <p>(略)</p> <p>第27.1図 通信連絡設備の概要</p>  <p>図1. 図の緊急時対策システム</p>	<p>■検知手段</p> <p>既許可では有毒ガス発生を検知手段として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 所内通信連絡設備 ➤ 所外通信連絡設備 <p>検知手段については、後述する「所内通信連絡設備」及び「所外通信連絡設備」で整理する。</p> <p>なお、添付書類「1.9.27 通信連絡設備」における適合のための設計方針は、後述する「9.17.1.2 設計方針」と紐付いている。</p>	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <p>設計基準事故が発生した場合（有毒ガスが発生するおそれがある場合及び発生した場合を含む）において再処理施設内外の必要な場所との通信連絡が可能な通信連絡設備を設けること。</p> <p>有毒ガスが発生した場合に通信連絡設備を使用し、有毒ガスの発生源を検知すること。</p>	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書本文、添付書類六（反映事項あり：記載の明確化） 今回新たに「所内通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から中央制御室、屋外及び屋内の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の運転員（統括当直長）から緊急時対策所の設計基準事故並びに重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する」「所外通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。」ことを反映することで、有毒ガスが発生するおそれがある場合及び発生した場合を含む設計基準事故が発生した場合において、再処理施設内外の必要な場所との通信連絡

補2-16-3

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
<p>また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>				<p>に使用することを明確化することにより、左記に示す担保すべき事項を満足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補足説明資料（反映事項なし） 既許可において有毒ガス防護対策を適切に反映しており、補足説明すべき事項はないことから、反映事項はない。

補2-16-4

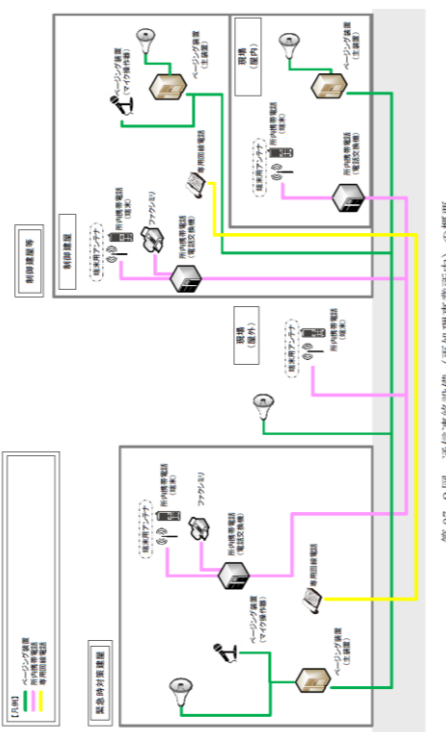
1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
<p>リ。その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(x) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、制御室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置（警報装置を含む。）、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計とする。所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設ける設計とする。</p> <p>警報装置、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動</p>	<p>9.17 通信連絡設備</p> <p>9.17.1 設計基準対象の施設</p> <p>9.17.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるよう、警報装置及び通信方式の多様性を確保した通信連絡設備を設置する。</p> <p>また、再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>通信連絡設備の一部は、再処理施設とMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>9.17.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計と</p>		<p>■ 検知手段</p> <p>既許可では有毒ガス発生を検知手段として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 所内通信連絡設備 ➤ 所外通信連絡設備 ➤ 検知手段については、後述する「所内通信連絡設備」及び「所外通信連絡設備」で整理する。 	<p>■ 有毒ガスの検知手段</p> <p>設計基準事故が発生した場合（有毒ガスが発生するおそれがある場合及び発生した場合を含む）において再処理施設内外の必要な場所との通信連絡が可能な通信連絡設備を設けること。</p> <p><u>有毒ガスが発生した場合に通信連絡設備を使用し、有毒ガスの発生源を検知すること。</u></p>	<p>■ 有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申請書本文、添付書類六（反映事項あり：記載の明確化）</u> ・ <u>今回新たに「所内通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から中央制御室、屋外及び屋内の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の運転員（統括当直長）から緊急時対策所の設計基準事故並びに重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する」「所外通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制</u>

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき事項	6. 申請書及び整理資料への反映事項
<p>作可能な設計とする。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、</p>	<p>する。</p> <p>(4) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室及び緊急時対策所から再処理事業所外の必要箇所に、事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(5) 設計基準事故が発生した場合において、緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>(6) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。</p> <p>(7) 外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(8) 通信連絡設備のうち廃棄物管理施設及び M O X 燃料加工施設と共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>				<p>御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。」ことを反映することで、有毒ガスが発生するおそれがある場合及び発生した場合を含む設計基準事故が発生した場合において、再処理施設内外の必要な場所との通信連絡に使用することを明確化することにより、左記に示す担保すべき事項を満足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明資料（反映事項なし） 既許可において有毒ガス防護対策を適切に反映しており、補足説明すべき事項はないことから、反映事項はない。

補2-16-6

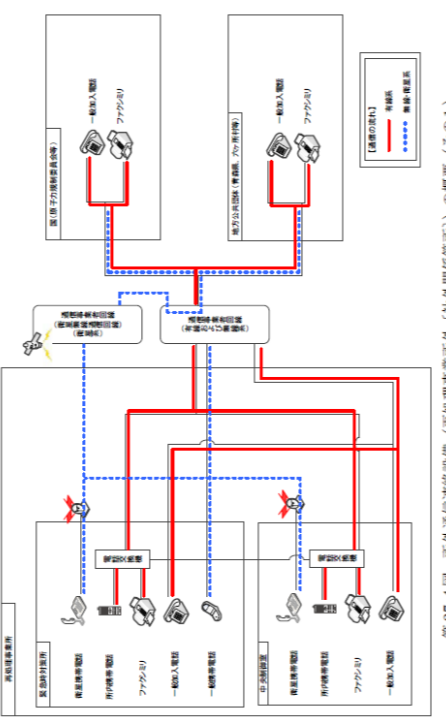
1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき事項	6. 申請書及び整理資料への反映事項																								
<p>廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>通信連絡設備及び代替通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>(a) 所内通信連絡設備 ページング装置（警報装置を含む。） （廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用）1式 所内携帯電話 （廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用）1式 専用回線電話 1式 一般加入電話 1式 ファクシミリ 1式</p> <p>(b) 所内データ伝送設備 プロセスデータ伝送サーバ 1式 放射線管理用計算機</p>	<p>9.17.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の主要設備の仕様を第9.17.1-1表に示す。</p> <p>9.17.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び所内通信連絡設備 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設置する。 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。 警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源系統、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 ページング装置及び所内携帯電話は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>(2) 所内データ伝送設備 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設置する。 また、所内データ伝送設備は、無停電交流電源に接続し、外部電</p>	<p>【補足説明資料 2.2 警報装置及び所内通信連絡設備】</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置を設置し、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設置する。</p> <p>所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。また、ページング装置は、再処理事業所内の各所の者への退避指示連絡を行うために必要な警報装置としての機能を備える。</p> <p>通信連絡設備（再処理事業所内）の概要を、第27.2図に示す。通信連絡設備（再処理事業所内）の多様性を第27.3表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1038 1281 1454 1606"> <caption>第27.3表 通信連絡設備（再処理事業所内）の多様性</caption> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ページング装置（警報装置を含む。）</td> <td>電話</td> <td>有線回線</td> <td>・緊急時対策所-再処理事業所内 ・中央制御室-再処理事業所内</td> </tr> <tr> <td>所内携帯電話</td> <td>電話</td> <td>無線回線</td> <td>・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・緊急時対策所-現場（屋外） ・現場（屋内外）-現場（屋内外）</td> </tr> <tr> <td>専用回線電話</td> <td>電話</td> <td>有線回線</td> <td>・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</td> </tr> <tr> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>有線回線</td> <td>・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 ・中央制御室-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>FAX</td> <td>有線回線</td> <td>・中央制御室-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*1：現場（屋内）：放射線管理、制御盤等</small></p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所*	ページング装置（警報装置を含む。）	電話	有線回線	・緊急時対策所-再処理事業所内 ・中央制御室-再処理事業所内	所内携帯電話	電話	無線回線	・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・緊急時対策所-現場（屋外） ・現場（屋内外）-現場（屋内外）	専用回線電話	電話	有線回線	・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	一般加入電話	電話	有線回線	・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 ・中央制御室-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	ファクシミリ	FAX	有線回線	・中央制御室-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	<p>■検知手段</p> <p>➤ 所内通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ページング装置 ● 所内携帯電話 ● 専用回線電話 ● 一般加入電話 ● ファクシミリ <p>✓ 再処理事業所内における「退避の指示」、「操作・作業の指示」及び再処理事業所外への「連絡・通報等」に必要な通信連絡の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理している。</p> <p>✓ 通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。</p> <p>✓ 再処理事業所内において、所内通信連絡設備を用いて、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所、現場（屋内及び屋外）で多様かつ双方向の通信連絡が可能である（整理資料 第27.1図 通信連絡設備の概要）。</p> <p>➤ 上記の所内通信連絡設備を用いた有毒ガス発生に係る異常の伝</p>	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <p>設計基準事故が発生した場合（有毒ガスが発生するおそれがある場合及び発生した場合を含む）において再処理施設内外の必要な場所との通信連絡が可能な通信連絡設備を設けること。</p> <p>有毒ガスが発生した場合に通信連絡設備を使用し、有毒ガスの発生源を検知すること。</p>	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書本文、添付書類六（反映事項あり：記載の明確化） 今回新たに「所内通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から中央制御室、屋外及び屋内の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の運転員（統括当直長）から緊急時対策所の設計基準事故並びに重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。」ことを反映することで、有毒ガスが発生するおそれがある場合及び発生した場合を含む設計基準事故が発生した場合において、再処理施設内外の必要な場所との通信連絡に使用することを明確化することにより、左記に
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所*																										
ページング装置（警報装置を含む。）	電話	有線回線	・緊急時対策所-再処理事業所内 ・中央制御室-再処理事業所内																										
所内携帯電話	電話	無線回線	・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・緊急時対策所-現場（屋外） ・現場（屋内外）-現場（屋内外）																										
専用回線電話	電話	有線回線	・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室																										
一般加入電話	電話	有線回線	・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 ・中央制御室-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室																										
ファクシミリ	FAX	有線回線	・中央制御室-使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室																										

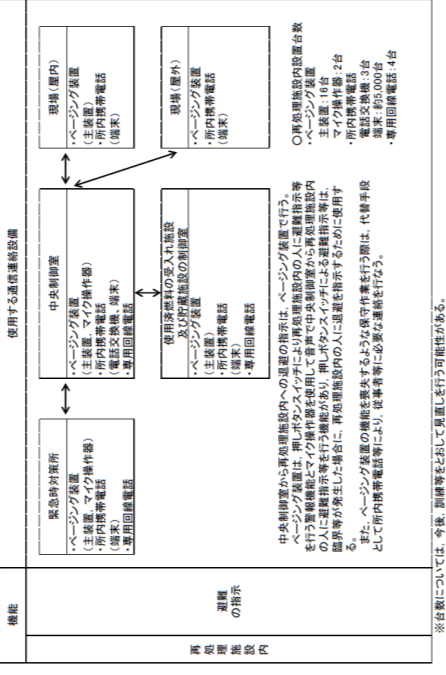
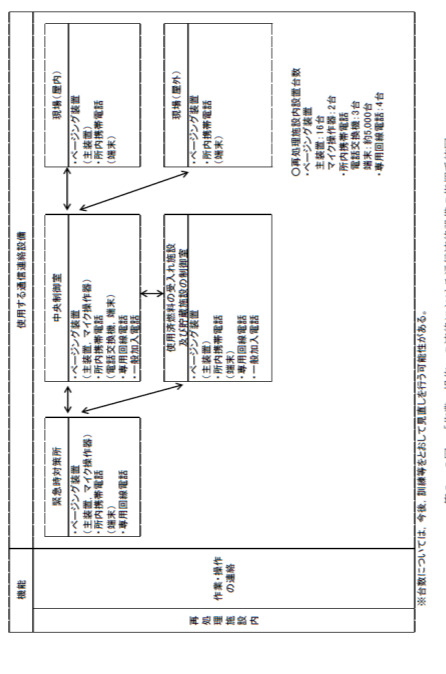
補2-16-7

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
<p>1式 環境中継サーバ</p> <p>1式 総合防災盤</p> <p>1式</p>	<p>源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	 <p>第27-2図 通信連絡設備（再処理事業所内）の概要</p> <p>【補足説明資料 2-1 通信連絡設備の一覧】</p> <p>再処理事業所内及び再処理事業所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を第1-1表～第1-4表に示す。また、主な機器の配置を第1-1図～第1-5図に示す。</p> <p>保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう必要に応じて予備品を配備する。</p> <p>配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じ適宜改善を図ることとする。</p> <p>【補足説明資料 2-2 機能ごとに必要な通信連絡設備】</p> <p>再処理事業所内における「退避の指示」，「操作・作業の指示」及び</p>	<p>達については、他条文で規定している。</p>		<p>示す担保すべき事項を満足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補足説明資料（反映事項なし） <p>既許可において有毒ガス防護対策を適切に反映しており、補足説明すべき事項はないことから、反映事項はない。</p>

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
		<p>再処理事業所外への「連絡・通報等」に必要な通信連絡の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統図を第2-1図、第2-2図及び第2-3図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できるよう必要な台数を整備する。</p>  <p>※台数については、今後、訓練等とおして見直しを許可可能な場合があります。</p> <p>第2-1図「指揮の指示」における通信連絡の指揮系統図</p>			

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
<p>(c) 所外通信連絡設備 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 (MOX燃料加工施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワーク I P-FAX (MOX燃料加工施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワーク TV会議システム (MOX燃料加工施設と共用) 1式 一般加入電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 一般携帯電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 衛星携帯電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 ファクシミリ(MOX燃料加工施設と共用) 1式</p> <p>(d) 所外データ伝送設備 データ伝送設備 1式</p>	<p>(3) 所外通信連絡設備 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設置する。</p> <p>所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、所外通信連絡設備は、無停電交流電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>(4) 所外データ伝送設備 再処理事業所内から再処理事</p>	<p>【補足説明資料 2.3 所外通信連絡設備】</p> <p>(2) 所外通信連絡設備 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所外の必要箇所と事故の発生に係る連絡を音声等により行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを新たに設置し、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>制御建屋に新たに設置する一般加入電話並びに緊急時対策建屋に新たに設置する統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX及び統合原子力防災ネットワーク TV会議システムは、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できるよう、災害時優先回線又は専用通信回線を用いる。所外通信連絡設備（再処理事業所外）の概要を第27.3図、第27.4図及び第27.5図に示す。</p>	<p>■検知手段</p> <p>➤ 所外通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般加入電話 ● 一般携帯電話 ● 衛星携帯電話 <p>✓ 再処理事業所内における「退避の指示」、「操作・作業の指示」及び再処理事業所外への「連絡・通報等」に必要な通信連絡の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理している。</p> <p>✓ 通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。</p> <p>✓ 所外通信連絡設備を用いて、中央制御室、緊急時対策所、再処理事業所外で双方向の通信連絡が可能であることを示している（整理資料 第27.1図 通信連絡設備の概要）。</p> <p>➤ 上記の所外通信連絡設備を用いた有毒ガス発生に係る異常の伝達については、他条文中で規定している。</p>	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <p>設計基準事故が発生した場合（有毒ガスが発生するおそれがある場合及び発生した場合を含む）において再処理施設内外の必要な場所との通信連絡が可能な通信連絡設備を設けること。</p> <p>有毒ガスが発生した場合に通信連絡設備を使用し、有毒ガスの発生源を検知すること。</p>	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書本文、添付書類六（反映事項あり：記載の明確化） 今回新たに「所外通信連絡設備は、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。」ことを反映することで、有毒ガスが発生するおそれがある場合及び発生した場合を含む設計基準事故が発生した場合において、再処理施設内外の必要な場所との通信連絡に使用することを明確化することにより、左記に示す担保すべき事項を満足する。 ・ 補足説明資料（反映事項なし） 既許可において有毒ガス防護対策を適切に反映しており、補足説明すべき事項はないことから、反映事項はない。

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
	<p>業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設置する。</p> <p>所外データ伝送設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、所外データ伝送設備は、無停電交流電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>所外データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>9.17.1.5 試験・検査</p> <p>警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、その健全性及び能力を確認するため、運転中又は停止中に、機能、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>9.17.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備</p>	 <p>第27.4図 所外通信連絡設備（再処理事業所外（社外関係箇所））の概要（その1）</p> <p>【補足説明資料 2-2 機能ごとに必要な通信連絡設備】</p> <p>再処理事業所内における「退避の指示」、「操作・作業の指示」及び再処理事業所外への「連絡・通報等」に必要な通信連絡の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統図を第2-1図、第2-2図及び第2-3図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できるよう必要な台数を整備する。</p>	<p>■有毒ガス防護対策の成立性 記載なし</p>	<p>■有毒ガス防護対策の成立性</p> <p>通信連絡設備により、有毒ガスの発生を認知することが可能であることを確認すること。</p>	<p>■有毒ガス防護対策の成立性</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書本文、添付書類六（反映事項なし） 申請書の本文及び添付書類六で担保すべき事項ではないことから、反映事項はない。 補足説明資料（反映事項あり） 所内通信連絡設備、所外通信連絡設備の数量及び仕様については、補足説明資料 2-1、2-2 に記載している。 所内携帯電話は、再処理事業部員に対し十分な数を配備するため、有毒ガスの発生を認知した者からの連絡が可能である。また、中央制御室に設置した一般加入電話により、外部機関からの有毒ガス発生の連絡を受けることが可能である。さらに、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所及びその他再処理事業所内外の必要な場所と相互に通信連絡が可能な仕様となっている。 従って、有毒ガスの発生に対しても対応可能な通信連絡設備について説明があることから、補足説明として反映する事項はない。 なお、既許可に反映済みの事項を含め、本条文における有毒ガス防護対策を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」を補足説明資料 2-16 として追加する。

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
	<p>については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ、迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	 <p>図 2-1-1 図「迅速の指示」における通信連絡の指揮系統図</p> <p>※台帳については、今案、訓練等と別して整理しを行う可能性がある。</p>	 <p>図 2-1-2 図「作業・操作」の運用における通信連絡の指揮系統図</p> <p>※台帳については、今案、訓練等と別して整理しを行う可能性がある。</p>		

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
		<p>※台数については、号数、副機等として異なりを行う可能性がある。</p> <p>第2-3図「連絡・通報・伝送」における通信運用の指揮系統図</p>			

補 2-16-14